

基山町消防団年末特別警戒のお知らせ

【12月28日～30日】

問 総務課 防災係 ☎ 92・7915

年末は火を扱う機会が増えるとともに、その慌ただしさで火に対する注意もおろそかになりがちです。また、空気が乾燥し風も強くなることから、火災が発生しやすい季節です。

基山町消防団では、年末の火災予防のため、年末特別警戒を実施します。

期間中は、夜間巡回パトロールを行い、初日（12月28日）午後8時にサイレン吹鳴をします。

常日頃から、「防火の意識」を高めていただき、火災発生を未然に防ぎましょう。

▽年末特別警戒期間 12月28日（日）～30日（火）

全国統一防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

※寝る前に、もう一度火の元の確認を行いましょう。

令和7年中に家屋の新築・増築・解家・用途変更をされた方へ

問 税務課 固定資産税係 ☎ 92・7918

毎年1月1日に家屋等を所有されている方には、固定資産税が課税されます。

令和7年1月1日以降で年内（令和7年中）に家屋を新築や増築された方で、まだ税務課からの家屋調査がお済みでない方は至急ご連絡ください。

故意に調査を拒まれた場合、家屋の評価額が正しく算出されないことがあります。

また、家屋を取り壊された方は、必ず解家届を提出してください。提出されない場合は、次年度以降も課税されることがあります。

そのほか、家屋の用途を変更（住宅を店舗へ変更など）された方は、住宅用地異動申告書の提出をお願いいたします。

12月4日～10日は「人権週間」です！

問 総務課 文書法令係 ☎ 92・7915

世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、12月4日から10日までを「人権週間」として、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

『誰か』のこと「じゃない。」をテーマに、相手の気持ちを考えることの大切さについて考えてみましょう。

町には、法務大臣が委嘱した民間のボランティアである人権擁護委員が3名いらつしゃいます。人権相談など地域に根ざした活動を行い、人権尊重思想の普及と人権侵害の防止に取り組まれています。

また、毎月第3木曜日の午後1時から4時まで、基山町民会館で人権行政相談を実施しています。人権問題でお悩みの方はお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

▽人権擁護委員

山本 頼子さん
井上 正史さん
前田 淳子さん



人権イメージキャラクター
人KENまもる君・人KENあゆみちゃん

在宅寝たきり高齢者介護者手当支給について

問 基山町社会福祉協議会 ☎ 92・3311

基山町社会福祉協議会では、寝たきり高齢者等を在宅で日常的に介護されている方に介護者手当を支給しています。

受給対象者は、令和8年2月1日現在で基山町に住所を有し、おおむね65歳以上の寝たきり等高齢者の方（要介護4・5程度）を1年以上在宅介護されている方です。申請を希望される方は、担当民生委員もしくは社会福祉協議会へ12月19日（金）までにお問い合わせください。

▽申請締切 1月15日（木）

60～80代のご家族がいる鳥栖市・三養基郡にお住まいのあなたへ
認知症で銀行の手続きが難しくなることをご存知ですか？ おひとり様 大歓迎／
ご家族様 限定8名

認知症になる前に...

家族とお金を守るためのセミナー

日時 ① 11月29日（土）② 12月27日（土） 14:00～16:00（受付:13:50～）
会場：サンメッセ鳥栖 佐賀県鳥栖市本鳥栖町1819番地 ①②とも会議室501号

参加無料



お申し込み



アーバンエステート代表
講師 太田省三

電話予約 ☎ 0942-81-5155

【営業時間】:10:00～18:00
【定休日】:毎週水曜・日曜日
✉ urban.tosu@gmail.com

LIXIL不動産ショップ
株式会社アーバンエステート